# ラップ向けインデックスf 新興国債券

追加型投信／海外／債券／インデックス型

月次レポート

2026年
10月30日現在

## ■基準価額および純資産総額の推移




・基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
・ベンチマークは、JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）です。
詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

## ■基準価額および純資産総額

| | |
|---|---|
| 基準価額（1万口当たり） | 15,673円 |
| 前月末比 | +1円 |
| 純資産総額 | 82.03億円 |

## ■分配金実績（1万口当たり、税引前）

| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|---|---|---|
| 第5期 | 2026/03/25 | 0円 |
| 第4期 | 2025/03/25 | 0円 |
| 第3期 | 2024/03/25 | 0円 |
| 第2期 | 2023/03/27 | 0円 |
| 第1期 | 2022/03/25 | 0円 |
| ― | ― | ― |
| 設定来累計 | | 0円 |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## ■騰落率

| | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年 | 設定来 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ファンド | 0.0% | −3.6% | −2.2% | 4.7% | 31.5% | 56.7% |
| ベンチマーク | −0.1% | −3.7% | −2.2% | 5.1% | 33.1% | 60.9% |

・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

## ■資産構成

| | 比率 |
|---|---|
| 実質外国債券 | 97.7% |
| 内　現物 | 97.7% |
| 内　先物 | 0.0% |
| コールローン他 | 2.3% |

## ■ポートフォリオ特性

| | ファンド |
|---|---|
| 最終利回り | 6.9% |
| 直接利回り | 6.0% |
| デュレーション | 5.1 |

・利回り、デュレーションは組入銘柄の純資産総額に対する比率で加重平均しています。
・最終利回りとは、個別債券等について満期まで保有した場合の複利利回りを示しています。
・直接利回りとは、個別債券等についての債券価格に対する受取利息の割合を示しています。
・デュレーションとは、金利変化に対する債券価格の感応度を示しています。デュレーションの値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
・利回りはファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。

## ■債券格付分布

| 格付種類 | 比率 |
|---|---|
| AAA格 | 0.0% |
| AA格 | 4.2% |
| A格 | 36.2% |
| BBB格 | 41.1% |
| BB格以下 | 16.1% |
| 無格付 | 0.0% |

・格付は、S&P、Moody'sのうち最も高い格付を表示しています。
・なお、付加記号（＋、－等）を省略して集計し、S&Pの格付記号に基づき表示しています。

## ■組入上位10ヵ国・地域

| | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | インド | 9.9% |
| 2 | 中国 | 9.9% |
| 3 | メキシコ | 9.8% |
| 4 | マレーシア | 9.1% |
| 5 | インドネシア | 8.5% |
| 6 | ポーランド | 8.2% |
| 7 | タイ | 7.7% |
| 8 | ブラジル | 7.4% |
| 9 | 南アフリカ | 7.2% |
| 10 | コロンビア | 5.1% |

## ■組入上位10通貨

| | 通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 中国元 | 10.2% |
| 2 | インドルピー | 10.1% |
| 3 | メキシコペソ | 9.8% |
| 4 | マレーシアリンギット | 9.6% |
| 5 | インドネシアルピア | 8.8% |
| 6 | ポーランドズロチ | 8.4% |
| 7 | タイバーツ | 7.7% |
| 8 | ブラジルレアル | 7.4% |
| 9 | 南アフリカランド | 7.3% |
| 10 | コロンビアペソ | 5.1% |

・為替予約等を含めた実質的な比率です。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・国・地域は原則、発行地で分類しています。

■本資料で使用している指数について
・JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

# ラップ向けインデックスf 新興国債券

追加型投信／海外／債券／インデックス型

## ファンドの目的・特色

**■ファンドの目的**
新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

**■ファンドの特色**
**特色１　JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。**
・JPモルガンGBI－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。

**特色２　主として新興国の現地通貨建ての公社債に投資を行います。**
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

**特色３　原則として、為替ヘッジを行いません。**

**特色４　年1回の決算時（3月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。**
・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**■ファンドの仕組み**
・ファミリーファンド方式により運用を行います。
＜投資対象ファンド＞
新興国債券インデックスマザーファンド

**市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。**

## 投資リスク

**■基準価額の変動要因**
ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|---|---|
| **価格変動リスク** | 債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。 |
| **為替変動リスク** | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。 |
| **信用リスク** | 債券の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落（利回りは上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 |
| **流動性リスク** | 債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。 |
| **カントリー・リスク** | ファンドは、主に新興国の債券に投資を行います。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。 |

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

# ラップ向けインデックスf 新興国債券

追加型投信／海外／債券／インデックス型

## 投資リスク

**■その他の留意点**

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## 手続・手数料等

**■お申込みメモ**

| | |
|---|---|
| 申込の受付 | ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ購入のお申込みを行うものとします。<br>※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。 |
| 購入単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。<br>・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日<br>・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日<br>※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合があります。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。<br>また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限（2021年4月16日設定） |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。）<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 |

# ラップ向けインデックスf 新興国債券

追加型投信／海外／債券／インデックス型

## 手続・手数料等

■ファンドの費用

| お客さまが直接的に負担する費用 | |
|---|---|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| **お客さまが信託財産で間接的に負担する費用** | |
| 運用管理費用（信託報酬） | 日々の純資産総額に対して、年率0.187％（税抜 年率0.170％）をかけた額 |
| その他の費用・手数料 | 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社（ファンドの運用の指図等）
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜ホームページアドレス＞ https://www.am.mufg.jp/
＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120－151034
（受付時間 営業日の9:00～17:00）

●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）
三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

2026年10月30日現在

# 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:ラップ向けインデックスf 新興国債券

| 商号 | 登録番号等 | | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十六TT証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | | | |
| 東海東京証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| とちぎんTT証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | | | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | | |
| ほくほくTT証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号 | ○ | | | | |
| ワイエム証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | | |

・商号欄に＊の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。